

テーマ 1 計算書類等

項 目 及 び 内 容		重要度
1－1 計算書類等の概要		
1	計算書類等	☆
2	各計算書類等の概要	☆
1－2 個別注記表の概要		
1	個別注記表の概要	☆
2	注記の文例	☆

1-1 計算書類等の概要



ポイント整理

1 計算書類等

< 計算書類等の体系 >

計 算 書 類	貸借対照表
	損益計算書
	株主資本等変動計算書
	個別注記表
計算書類に係る附属明細書	
事業報告	
事業報告に係る附属明細書	

2 各計算書類等の概要

名 称	概 要
貸借対照表	会社の財産に関する状況を示す書類
損益計算書	会社の損益に関する状況を示す書類
株主資本等変動計算書	貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額とその変動事由を示す書類
個別注記表	計算書類の数値や項目に関する補足的な財務情報を示す書類
事業報告	会社の計算以外の会社の状況に関する重要な事項等を示す書類
附属明細書	上記書類に関する期中増減、期末内訳等を示す書類

1 計算書類等

計算書類等については、会社法で「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。」と規定している。ここで、「その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの」とは、会社計算規則において「株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。」とされている。

2 計算関係書類

会社計算規則では、「計算関係書類」という概念を用いて規定している。

「計算関係書類」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 成立の日における貸借対照表
- (2) 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書
- (3) 臨時計算書類
- (4) 連結計算書類

受験上は、上記の4項目のうち、(2)各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を主に学習していくことになる。

3 金額の単位

計算書類に係る事項の金額の単位は、一円単位、千円単位、百万円単位のいずれかによる。会社法では、会社規模の大小にかかわらず、百万円単位が認められることになった。なお、受験上は、千円単位が通常になるものと考えられる。

また、千円未満又は百万円未満の端数処理については、切捨てや切上げ、又は、四捨五入等の処理が行われる。受験上は作成単位並びに端数処理の方法が明示されるため、その指示に従い作成することとなる。

4 計算関係書類の形式

各事業年度に係る計算書類の附属明細書を除く計算関係書類の作成にあたっては、貸借対照表、損益計算書その他計算書類を構成するものごとに、1つの書面その他の資料として作成しなくてもよい。つまり、これらの各構成物がそれぞれ1つの計算書類等と認識されることはなく、これらを独立した資料で作成する必要もない。

たとえば、計算書類に含まれるものとして個別注記表があるが、これを1つの書面として作成せず、従来どおり貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の末尾に脚注形式で記載することも可能である。計算書類として一体となったものを適切に作成すればよいのである。

5 会計帳簿に基づく作成

各事業年度に係る計算書類及び附属明細書については、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

6 計算書類の作成期間

各事業年度に係る計算書類の作成に係る期間については、会社が任意に設定することができるが、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日から当該事業年度の末日までの期間とし、1年を超えることができない。

1 - 2 個別注記表の概要



ポイント整理

1 個別注記表の概要

	注記事項の名称	注記事項の概要
①	継続企業の前提に関する注記	事業年度末において、会社が将来にわたって事業を継続する前提に重要な疑いが存在する場合の注記
②	重要な会計方針に係る事項に関する注記	計算書類の作成のために採用している会計処理方法等に関する注記
③	貸借対照表等に関する注記	貸借対照表等に記載される項目に関する注記
④	損益計算書に関する注記	損益計算書に記載される項目に関する注記
⑤	株主資本等変動計算書に関する注記	株主資本等変動計算書に記載される項目に関する注記
⑥	税効果会計に関する注記	税効果会計を適用した場合に必要な注記
⑦	リースにより使用する固定資産に関する注記	ファイナンス・リース取引を行った会社が賃貸借処理を行った場合に必要となる注記
⑧	金融商品に関する注記	金融商品の時価など、金融商品の状況に関する注記
⑨	賃貸等不動産に関する注記	賃貸等不動産の時価など、賃貸等不動産の状況に関する注記
⑩	持分法損益等に関する注記	連結計算書類を作成しない場合における持分法損益等に関する注記
⑪	関連当事者との取引に関する注記	会社の主要株主などの関連当事者と重要な取引をした場合に必要となる注記
⑫	一株当たり情報に関する注記	一株当たり当期純利益など、普通株主に関する注記
⑬	重要な後発事象に関する注記	事業年度の末日後に発生した会社に重要な影響を及ぼす事項に関する注記
⑭	連結配当規制適用会社に関する注記	分配可能額算定における連結配当規制の適用を受けた会社に関する注記
⑮	その他の注記	上記に掲げるもののほか、会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な注記

上記注記事項について、会計監査人設置会社以外の公開会社の場合には、継続企業の前提に関する注記（①）、持分法損益等に関する注記（⑩）及び連結配当規制適用会社に関する注記（⑭）を記載する必要はない。

なお、上記の注記事項のうち、継続企業の前提に関する注記（①）、リースにより使用する固定資産に関する注記（⑦）、金融商品に関する注記（⑧）、賃貸等不動産に関する注記（⑨）、持分法損益等に関する注記（⑩）、関連当事者との取引に関する注記（⑪）、重要な後発事象に関する注記（⑬）、連結配当規制適用会社に関する注記（⑭）、その他の注記（⑮）は、計算問題における重要性が乏しいため、考慮外とする。したがって、計算上は上記の注記事項のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑫について考慮すればよい。

2 注記の文例

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 重要な会計方針に関する注記

内 容	文 例
(1)有価証券の評価基準及び評価方法	① 売買目的有価証券は時価法（評価差額は切り放し方式により処理し、売却原価は総平均法により算定）により評価している。 ② 市場価格のあるその他有価証券は決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価している。
(2)たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品は先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）により評価している。
(3)有形固定資産の減価償却の方法	有形固定資産のうち建物（投資建物を含む）、備品は定額法により、車両は定率法により減価償却している。
(4)無形固定資産の償却の方法	① のれんは効果の及ぶ期間（20年間）で定額法により償却している。 ② 商標権は定額法により償却している。 ③ 自社利用のソフトウェアは利用可能期間（5年間）に基づく定額法により償却している。

内 容	文 例
(5)繰延資産の処理方法	① 開発費は全額支出時の費用として処理している。 ② 開発費は5年間で定額法により償却している。
(6)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は「外貨建取引等会計処理基準」に基づいて換算している。
(7)引当金の計上基準	引当金の計上基準は次のとおりである。 ① 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、債権の区分に応じ、以下のように設定している。 ㊦ 一般債権は貸倒実績率法により、過去の貸倒実績率に基づき、期末残高の2%を計上している。 ㊧ 貸倒懸念債権は財務内容評価法により、担保の処分見込額を控除した残額の50%を計上している。 ㊨ 破産更生債権等は財務内容評価法により、保証による回収見込額を控除した残額の全額を計上している。 ② 賞与引当金は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるために、従業員給与規程に基づく賞与支給対象期間のうち、当期に対応する支給見込額を計上している。 ③ 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、以下のとおり計上している。 (イ) 退職給付引当金は、期末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 (ロ) 数理計算上の差異は、発生の翌年度から定額法（期間10年）により費用処理している。 (ハ) 過去勤務債務は、定率法（期間10年）により費用処理している。 (ニ) 会計基準変更時差異は、定額法（期間15年）により費用処理している。 ④ 債務保証損失引当金は、債務保証の履行可能性が高くなったため、翌期における代理弁済見込額の全額を計上している。

(8)収益及び費用の計 上基準	割賦販売に係る売上高（又は販売益）は回収基準（又は回収期限到来基準）により計上している。
(9)その他の重要な会計方針	消費税等の会計処理は税抜方式（又は税込方式）によっている。

② 重要な会計方針の変更に関する注記

(イ) 会計処理の原則又は手続を変更した場合

＜文 例＞

機械の減価償却の方法を定額法から定率法に変更した。

(a) (b) (c)

この変更は、個々の生産設備が安定的に操業される事業環境となり、費用と

(d)

収益のより適正な対応を目的として行ったものである。

この変更により、販売費及び一般管理費に含まれる減価償却費が1,200千円

(e)

減少し、税引前当期純利益が同額増加した。

(a) → 変更の対象となった会計方針の種類

(b) → 変更前の会計方針

(c) → 変更後の会計方針

(d) → 変更の理由

(e) → 当該変更が計算書類に与えている影響の内容

(ロ) 表示方法の変更

＜文 例＞

貸倒引当金の表示方法を直接控除一括注記法から科目別間接控除法に変更した。

(2) 貸借対照表等に関する注記

項 目	文 例
①担保提供資産	① 土地のうち10,000千円を長期借入金15,000千円の担保に供している。 ② 長期預金のうち2,000千円を当座借越契約の担保に供している。
②貸倒引当金につき直接控除注記法により表示する場合	《科目別注記法》 金銭債権から貸倒引当金がそれぞれ控除されている。 受取手形 200千円 売掛金 300千円 短期貸付金 100千円 長期貸付金 100千円 《一括注記法》 金銭債権から貸倒引当金がそれぞれ控除されている。 短期金銭債権600千円 長期金銭債権100千円
③減価償却累計額につき直接控除注記法により表示する場合	《科目別注記法》 有形固定資産から減価償却累計額がそれぞれ控除されている。 建物 800千円 車両運搬具 600千円 器具備品 500千円 《一括注記法》 有形固定資産から減価償却累計額1,900千円が控除されている。
④減損損失累計額につき合算間接控除形式により表示する場合	減価償却累計額には減損損失累計額300千円が含まれている。
⑤保証債務	A社の金融機関からの借入金に対し、10,000千円の債務保証を行っている。
⑥手形遡求債務	受取手形割引高 1,000千円 受取手形裏書譲渡高 2,000千円

項 目	文 例
⑦重要な係争事件に係る損害賠償義務	B社から商標権の侵害があったとして、損害賠償請求額10,000千円を受け、現在係争中である。
⑧関係会社に対する金銭債権・金銭債務につき注記法により表示する場合	関係会社に対する金銭債務は次のとおりである。 《科目別注記法》 受取手形 100千円 売掛金 200千円 短期貸付金 100千円 長期貸付金 100千円 《一括注記法》 関係会社に対する金銭債権は次のとおりである。 短期金銭債権400千円 長期金銭債権100千円
⑨取締役、監査役、執行役に対する金銭債権・金銭債務	① 取締役に対する金銭債権が50千円ある。 ② 監査役に対する金銭債権が80千円ある。 ③ 執行役に対する金銭債務が60千円ある。
⑩親会社株式の各表示区分別の金額	① 親会社株式500千円が流動資産に計上されている。 ② 親会社株式1,500千円が投資その他の資産に計上されている。
⑪有形固定資産の圧縮額につき直接控除注記法により表示する場合	土地から圧縮額10,000千円が控除されている。

(3) 損益計算書に関する注記

項 目	文 例
関係会社との取引高	① 関係会社との営業取引高（売上高）が50,000千円ある。 ② 関係会社との営業取引以外の取引高（固定資産売却高）が8,000千円ある。

(4) 株主資本等変動計算書に関する注記

項 目	文 例
①当該事業年度の末日における 発行済株式の数	当該事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 600,000株
②当該事業年度の末日における 自己株式の数	当該事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 800株
③当該事業年度中に行った剰余 金の配当に関する事項	当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する 事項 配当の総額 23,812千円
④当該事業年度末日後に行う剰 余金の配当に関する事項	当該事業年度末日後に行う剰余金の配当に関す る事項 配当の総額 51,442千円
⑤当該事業年度の末日における 当該株式会社が発行している 新株予約権の目的となる当該 株式会社の株式の数	新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 600株

(5) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金	3,542千円
賞与引当金	24,000千円
未払事業税	2,360千円
退職給付引当金	15,520千円
有形固定資産	11,395千円
繰延税金資産小計	56,817千円
評価性引当額	△1,914千円
繰延税金資産合計	54,903千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,700千円
繰延税金負債合計	1,700千円
繰延税金資産の純額	53,203千円

(6) 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額

文	例
1株当たり純資産額	536円13銭

② 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額

文	例
1株当たり当期純利益	48円56銭

~~~~~

## 1 個別注記表の概要

個別注記表に記載すべき事項には、以下の15項目があり、会計監査人設置会社（事業年度の末日において大会社であって金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものに限る。）はすべての事項を記載しなければならない。その他の会社については、会社形態の違いにより、一部の注記事項の省略が認められている。

| 注 記 事 項 |                                                     | 個 別 注 記 表         |                             |                              |
|---------|-----------------------------------------------------|-------------------|-----------------------------|------------------------------|
|         |                                                     | 会計監査<br>人設置会<br>社 | 会計監査<br>人を設置<br>しない公<br>開会社 | 会計監査<br>人を設置<br>しない非<br>公開会社 |
| (1)     | 継続企業の前提に関する注記                                       | ○                 |                             |                              |
| (2)     | 重要な会計方針に係る事項（連結注記表にあっては、連結計算書類の作成のための基本となる事項）に関する注記 | ○                 | ○                           | ○                            |
| (3)     | 貸借対照表等に関する注記                                        | ○                 | ○                           |                              |
| (4)     | 損益計算書に関する注記                                         | ○                 | ○                           |                              |
| (5)     | 株主資本等変動計算書（連結注記表にあっては、連結株主資本等変動計算書）に関する注記           | ○                 | ○                           | ○                            |
| (6)     | 税効果会計に関する注記                                         | ○                 | ○                           |                              |
| (7)     | リースにより使用する固定資産に関する注記                                | ○                 | ○                           |                              |
| (8)     | 金融商品に関する注記                                          | ○                 | ○                           |                              |
| (9)     | 賃貸等不動産に関する注記                                        | ○                 | ○                           |                              |
| (10)    | 持分法損益等に関する注記                                        | ○                 |                             |                              |
| (11)    | 関連当事者との取引に関する注記                                     | ○                 | ○                           |                              |
| (12)    | 1株当たり情報に関する注記                                       | ○                 | ○                           |                              |
| (13)    | 重要な後発事象に関する注記                                       | ○                 | ○                           |                              |
| (14)    | 連結配当規制適用会社に関する注記                                    | ○                 |                             |                              |
| (15)    | その他の注記                                              | ○                 | ○                           | ○                            |

## 2 各注記事項の具体的記載内容

### (1) 継続企業の前提に関する注記

- ① 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類（連結注記表にあっては、連結計算書類）に反映している否かの別

### (2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- ① 資産の評価基準及び評価方法
- ② 固定資産の減価償却の方法
- ③ 引当金の計上基準
- ④ 収益及び費用の計上基準
- ⑤ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ⑥ 会計処理の原則又は手続を変更したときはその旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- ⑦ 表示方法を変更したときはその内容

### (3) 貸借対照表等に関する注記

- ① 資産が担保に供されている場合、資産が担保に供されている旨、担保に供されている資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- ② 資産に係る引当金を直接控除した場合、各資産の資産項目別の引当金の金額
- ③ 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合、各資産の資産項目別の減価償却累計額
- ④ 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- ⑤ 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く）があるときは、当該債務の内容及び金額
- ⑥ 関係会社に対する金銭債権債務について、他の金銭債権債務と区分して表示していない場合、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の項目別金額又は2以上の項目について一括した金額
- ⑦ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権債務がある場合、金銭債権又は金銭債務ごとの総額
- ⑧ 親会社株式の各表示区分別の金額
- ⑨ 圧縮記帳の表示方法につき、直接控除法により表示している場合、有形固定資産から控除されている旨（企原注解24類推）

### (4) 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

**(5) 株主資本等変動計算書に関する注記**

- ① 事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
- ② 事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
- ③ 事業年度中に行つた剰余金の配当に関する事項
- ④ 事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項
- ⑤ 事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

**(6) 税効果会計に関する注記**

- ① 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳（繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む）
- ② 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

**(7) リースにより使用する固定資産に関する注記**

ファイナンス・リース取引の借主である会社が、ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件に関する事項

なお、以下の項目について併せて記載することも妨げない。

- ① 事業年度の末日における取得原価相当額
- ② 事業年度の末日における減価償却累計額相当額
- ③ 事業年度の末日における未経過リース料相当額
- ④ 上記3項目のほか、当該リース物件に係る重要な事項

**(8) 金融商品に関する注記**

- ① 金融商品の状況に関する事項
- ② 金融商品の時価等に関する事項

**(9) 賃貸等不動産に関する注記**

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

**(10) 持分法損益等に関する注記**

- ① 関連会社がある場合、関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額
- ② 開示対象特別目的会社がある場合、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

**(11) 関連当事者との取引に関する注記**

関連当事者とは、会社であれば当社の親会社、子会社、親会社の子会社、その他の関係会社など、個人であれば主要株主とその近親者、役員とその近親者などをいう。

株式会社は関連当事者との取引がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- ① 名称又は氏名
- ② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める株式会社が有する議決権の数の割合
- ③ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合
- ④ 当該株式会社と当該関連当事者との関係
- ⑤ 取引の内容
- ⑥ 取引の種類別の取引金額
- ⑦ 取引条件及び取引条件の決定方針
- ⑧ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の事業年度の末日における残高
- ⑨ 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

**(12) 1株当たり情報に関する注記**

- ① 1株当たり純資産額
- ② 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

**(13) 重要な後発事象に関する注記**

事業年度の末日後、当該株式会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

**(14) 連結配当規制適用会社に関する注記**

連結配当規制適用会社とは、会社計算規則158条4号（分配可能額計算における連結配当規制）の規定を適用する旨を定めた会社をいう。株式会社が連結配当規制適用会社である場合には次の事項を注記しなければならない。

事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

**(15) その他の注記**

上記の他、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により株式会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項



## テーマ 2 計算規則の概要

| 項 目 及 び 内 容     | 重要度 |
|-----------------|-----|
| 2-1 計算規則のフォーム   |     |
| ■ 計規のフォーム       | ☆   |
| 2-2 資産の部の表示科目   |     |
| ■ 資産の部の表示科目     | ☆   |
| 2-3 負債の部の表示科目   |     |
| ■ 負債の部の表示科目     | ☆   |
| 2-4 純資産の部の表示科目  |     |
| 1 純資産の部の表示      | ☆☆  |
| 2 その他利益剰余金の表示科目 | ☆☆  |
| 2-5 経過勘定項目      |     |
| ■ 経過勘定項目の表示     | ☆☆  |

## 2-1 計算規則Bのフォーム



### ポイント整理

#### ■ 計規Bのフォーム

#### 貸 借 対 照 表

A株式会社

××年×月×日

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額       | 科 目                     | 金 額        |
|----------------|-----------|-------------------------|------------|
| <b>資 産 の 部</b> |           | <b>負 債 の 部</b>          |            |
| Ⅰ 流 動 資 産      | (65, 200) | Ⅰ 流 動 負 債               | (41, 300)  |
| 現金及び預金         | 6, 000    | 支払手形                    | 13, 500    |
| 受取手形           | 23, 000   | 買掛金                     | 16, 700    |
| 売掛金            | 22, 000   | 短期借入金                   | 5, 400     |
| 有価証券           | 1, 500    | 未払金                     | 5, 700     |
| 商品             | 10, 000   | Ⅱ 固 定 負 債               | (14, 700)  |
| 短期貸付金          | 2, 500    | 長期借入金                   | 1, 200     |
| 前払費用           | 200       | 退職給付引当金                 | 13, 500    |
| Ⅱ 固 定 資 産      | (89, 800) | 負 債 の 部 合 計             | 56, 000    |
| 1有形固定資産        | (70, 600) | <b>純 資 産 の 部</b>        |            |
| 建物             | 27, 000   | Ⅰ 株 主 資 本               | ( 90, 500) |
| 備品             | 5, 600    | 1資 本 金                  | 55, 000    |
| 土地             | 38, 000   | 2資 本 剰 余 金              | (20, 000)  |
| 2無形固定資産        | ( 800)    | (1)資 本 準 備 金            | 15, 000    |
| 商標権            | 200       | (2)その他資本剰余金             | 5, 000     |
| 特許権            | 600       | 3利 益 剰 余 金              | (20, 500)  |
| 3投資その他の資産      | (18, 400) | (1)利 益 準 備 金            | 5, 000     |
| 投資有価証券         | 7, 300    | (2)その他利益剰余金             | (15, 500)  |
| 関係会社株式         | 3, 500    | 新築積立金                   | 5, 500     |
| 長期貸付金          | 4, 600    | 繰越利益剰余金                 | 10, 000    |
| 長期預金           | 3, 000    | 4自 己 株 式                | △ 5, 000   |
| Ⅲ 繰 延 資 産      | ( 1, 500) | Ⅱ 評 価 ・ 換 算 差 額 等       | ( 4, 500)  |
| 開発費            | 1, 500    | 1 其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 4, 500     |
|                |           | Ⅲ 新 株 予 約 権             | 5, 500     |
|                |           | 純 資 産 の 部 合 計           | 100, 500   |
| 資 産 の 部 合 計    | 156, 500  | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計   | 156, 500   |

## 1 タイトル

まず、タイトル（貸借対照表）を記載したうえで、その次の行に①**会社名**、②**決算日の日付**、③**単位**の3つをそれぞれ記載する。

## 2 記載上の留意点

区分名の記載に当たっては次の点に注意すること。

- (1) **資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金、自己株式、その他有価証券評価差額金、新株予約権**については、区分名であると同時に科目名でもあると解されている。
- (2) 区分名の前に番号を付すことについては特に決まりはないが、慣行として資産の部、負債の部、純資産の部には番号を付さず、流動資産、固定資産などさらに細分化した区分にはローマ数字（Ⅰ、Ⅱ、…）を付し、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産などさらに細分化した区分には算用数字（1、2、…）を付し、資本準備金、その他資本剰余金などさらに細分化した区分にはカッコ数字（(1)、(2)、…）を付すのが一般的である。

## 3 各区分の合計額の記載

各区分につき合計額を記載する。

- (1) 資産の部、負債の部、純資産の部の合計額は、各区分の末尾に別に1行を設けて「**〇〇の部合計**」として記載する。また、負債の部と純資産の部の両者の合計額も「**負債及び純資産の部合計**」として記載する。
- (2) さらに細分化した各区分の合計額は、各区分名の横の金額欄に**カッコ書**で記載するのが慣行である。ただし、**資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金、自己株式、その他有価証券評価差額金、新株予約権**については、それが科目名でもあることから金額欄にカッコは付さない。

## 4 その他の事項

- (1) 〆のフォームには勘定式と報告式の2つがある。会社計算規則ではいずれによるか明定されていないが、**勘定式**によるのが慣行である。
- (2) 各区分に記載する科目の名称及び配列順序については、ある程度の約束事や慣行があるが、これらについては次のテーマでとり上げる。

# 参 考 財務諸表等規則に基づき作成される貸借対照表

【貸借対照表】

(単位: 千円)

| 当 事 業 年 度<br>( × 年 × 月 × 日 ) |         |                    |         |
|------------------------------|---------|--------------------|---------|
| 資 産 の 部                      |         | 関係会社長期貸付金          |         |
| 流 動 資 産                      |         | 貸 倒 引 当 金          | △ × × × |
| 現金及び預金                       | × × ×   | 関係会社長期貸付金 (純額)     | × × ×   |
| 受 取 手 形                      | × × ×   | 長期前払費用             | × × ×   |
| 貸 倒 引 当 金                    | △ × × × | 繰延税金資産             | × × ×   |
| 受取手形 (純額)                    | × × ×   | .....              | × × ×   |
| 売 掛 金                        | × × ×   | 投資その他の資産合計         | × × ×   |
| 貸 倒 引 当 金                    | △ × × × | 固 定 資 産 合 計        | × × ×   |
| 売掛金 (純額)                     | × × ×   | 繰 延 資 産            |         |
| 有 価 証 券                      | × × ×   | 創 立 費              | × × ×   |
| 商 品                          | × × ×   | 開 業 費              | × × ×   |
| 貯 蔵 品                        | × × ×   | .....              | × × ×   |
| 前 渡 金                        | × × ×   | 繰 延 資 産 合 計        | × × ×   |
| 前 払 費 用                      | × × ×   | 資 産 合 計            | × × ×   |
| 繰延税金資産                       | × × ×   | 負 債 の 部            |         |
| 未 収 収 益                      | × × ×   | 流 動 負 債            |         |
| 株主、役員又は従業員に対する短期債権           | × × ×   | 支 払 手 形            | × × ×   |
| 貸 倒 引 当 金                    | △ × × × | 買 掛 金              | × × ×   |
| 株主、役員又は従業員に対する短期債権 (純額)      | × × ×   | 短 期 借 入 金          | × × ×   |
| 短 期 貸 付 金                    | × × ×   | 未 払 金              | × × ×   |
| 貸 倒 引 当 金                    | △ × × × | 繰延税金負債             | × × ×   |
| 短期貸付金 (純額)                   | × × ×   | 株主、役員又は従業員からの長期借入金 | × × ×   |
| 未 収 入 金                      | × × ×   | 従業員預り金             | × × ×   |
| .....                        | × × ×   | .....              | × × ×   |
| 流 動 資 産 合 計                  | × × ×   | 流 動 負 債 合 計        | × × ×   |
| 固 定 資 産                      |         | 固 定 負 債            |         |
| 有形固定資産                       |         | 社 債                | × × ×   |
| 建 物                          | × × ×   | 長 期 借 入 金          | × × ×   |
| 減価償却累計額                      | △ × × × | 関係会社長期借入金          | × × ×   |
| 建 物 ( 純 額 )                  | × × ×   | 株主、役員又は従業員からの長期借入金 | × × ×   |
| 機械及び装置                       | × × ×   | 繰延税金負債             | × × ×   |
| 減価償却累計額                      | △ × × × | .....              | × × ×   |
| 機械及び装置 (純額)                  | × × ×   | 固 定 負 債 合 計        | × × ×   |
| 工具、器具及び備品                    | × × ×   | 負 債 合 計            | × × ×   |
| 減価償却累計額                      | △ × × × | 純資産の部              |         |
| 工具、器具及び備品 (純額)               | × × ×   | 株 主 資 本            |         |
| 土 地                          | × × ×   | 資 本 金              | × × ×   |
| 建設仮勘定                        | × × ×   | 資 本 剰 余 金          |         |
| .....                        | × × ×   | 資 本 準 備 金          | × × ×   |
| 有形固定資産合計                     | × × ×   | その他資本剰余金           | × × ×   |
| 無形固定資産                       |         | 資 本 剰 余 金 合 計      | × × ×   |
| の れ ん                        | × × ×   | 利 益 剰 余 金          |         |
| 借 地 権                        | × × ×   | 利 益 準 備 金          | × × ×   |
| .....                        | × × ×   | その他利益剰余金           |         |
| 無形固定資産合計                     | × × ×   | 新 築 積 立 金          | × × ×   |
| 投資その他の資産                     |         | 繰越利益剰余金            | × × ×   |
| 投資有価証券                       | × × ×   | 利 益 剰 余 金 合 計      | × × ×   |
| 関係会社株式                       | × × ×   | 自 己 株 式            | △ × × × |
| 関係会社債                        | × × ×   | 株 主 資 本 合 計        | × × ×   |
| 出 資 金                        | × × ×   | 評価・換算差額等           |         |
| 関係会社出資金                      | × × ×   | その他有価証券評価差額金       | × × ×   |
| 長期貸付金                        | × × ×   | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益      | × × ×   |
| 貸 倒 引 当 金                    | △ × × × | 評価・換算差額等合計         | × × ×   |
| 長期貸付金 (純額)                   | × × ×   | 新 株 予 約 権          | × × ×   |
| 株主、役員又は従業員に対する長期貸付金          | × × ×   | 純 資 産 合 計          | × × ×   |
| 貸 倒 引 当 金                    | △ × × × | 負 債 純 資 産 合 計      | × × ×   |
| 株主、役員又は従業員に対する短期債権 (純額)      | × × ×   |                    |         |

<メ モ>

## 2-2 資産の部の表示科目



### ポイント整理

#### ■ 資産の部の表示科目

| 流 動 資 産      | 固 定 資 産      | 繰 延 資 産   |
|--------------|--------------|-----------|
| 現 金 及 び 預 金  | (1) 有形固定資産   | 株 式 交 付 費 |
| 受 取 手 形      | 建 物          | 社 債 発 行 費 |
| 売 掛 金        | 車 両          | 創 立 費     |
| 有 価 証 券      | 備 品          | 開 業 費     |
| 商 品          | 土 地          | 開 発 費     |
| 貯 蔵 品        | 建 設 仮 勘 定    |           |
| 前 渡 金        | (2) 無形固定資産   |           |
| 未 収 金        | 特 許 権        |           |
| 立 替 金        | 借 地 権        |           |
| 短 期 貸 付 金    | 商 標 権        |           |
| 短期固定資産売却受取手形 | (3) 投資その他の資産 |           |
|              | 投 資 有 価 証 券  |           |
|              | 関 係 会 社 株 式  |           |
|              | 長 期 預 金      |           |
|              | 長 期 未 収 金    |           |
|              | 長 期 貸 付 金    |           |
|              | 長期固定資産売却受取手形 |           |

## 1 資産の部の配列順序等のルール

### (1) 流動資産

表示科目の配列は、おおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上は**現金及び預金から商品までの配列順序**を覚えておけばよい。それ以下はこだわる必要はない。

### (2) 固定資産

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上は次のように考えておけばよい。

- ① 有形固定資産については、前記の通りに覚える。
- ② 無形固定資産については、こだわる必要はない。
- ③ 投資その他の資産については、**投資有価証券と関係会社株式**を先に表示することを覚えておけばよい。それ以下はこだわる必要はない。

### (3) 繰延資産

表示科目の配列については、こだわる必要はない。

## 2 資産及び負債の流動固定の分類基準

貸借対照表上の資産及び負債の表示科目は正常営業循環基準や1年基準などを適用して、流動・固定に分類されることになる。

### (1) 正常営業循環基準

正常営業循環基準とは、**企業の正常な営業循環過程**（例えば、商企業なら現金から始まり、現金→たな卸資産→営業債権→現金と再び現金に環流する過程）を**構成する資産及び負債は、すべて流動資産・流動負債**とする基準をいう。

### (2) 1年基準

1年基準とは、**貸借対照表日（決算日）の翌日から起算して1年以内に期限が到来するものを流動資産・流動負債とし、1年を超えて期限が到来するものを固定資産・固定負債**とする基準をいう。

# 2-3 負債の部の表示科目

 **ポイント整理**

■ 負債の部の表示科目

| 流 動 負 債      | 固 定 負 債       |
|--------------|---------------|
| 支 払 手 形      | 社 債           |
| 買 掛 金        | 長 期 借 入 金     |
| 短 期 借 入 金    | 退 職 給 付 引 当 金 |
| 1 年以内返済長期借入金 | 長 期 未 払 金     |
| 1 年以内償還社債    | 長 期 預 り 金     |
| 未 払 金        | 長期固定資産購入支払手形  |
| 未 払 法 人 税 等  |               |
| 前 受 金        |               |
| 預 り 金        |               |
| 賞 与 引 当 金    |               |
| 短期固定資産購入支払手形 |               |



## 1 負債の部の配列順序等のルール

### (1) 流動負債

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上は**支払手形から未払法人税等までのところを覚えておけばよい**。ただし、**1年以内返済長期借入金**は**短期借入金**の次に、**1年以内償還社債**は**1年以内返済長期借入金**の次に表示するのが慣行である。それ以下についてはこだわる必要はない。

### (2) 固定負債

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上は**社債と長期借入金**を先に表示することを覚えておけばよい。それ以下についてはこだわる必要はない。

## 2-4 純資産の部の表示科目



### ポイント整理

#### 1 純資産の部の表示

|                |       |
|----------------|-------|
| 純資産の部          |       |
| Ⅰ 株主資本         | (×××) |
| 1 資本金          | ×××   |
| 2 資本剰余金        | (×××) |
| (1) 資本準備金      | ×××   |
| (2) その他資本剰余金   | ×××   |
| 3 利益剰余金        | (×××) |
| (1) 利益準備金      | ×××   |
| (2) その他利益剰余金   | (×××) |
| ○○積立金          | ×××   |
| 繰越利益剰余金        | ×××   |
| 4 自己株式         | △×××  |
| Ⅱ 評価・換算差額等     | (×××) |
| 1 その他有価証券評価差額金 | ×××   |
| Ⅲ 新株予約権        | ×××   |

#### 2 その他利益剰余金の表示科目

| 項 目       | 内 容                   |
|-----------|-----------------------|
| 新築積立金     | 固定資産の新築に伴う支出に備えた積立金   |
| 役員退職慰労積立金 | 役員の退職金に伴う支出に備えた積立金    |
| 別途積立金     | 特定の目的のない積立金           |
| 繰越利益剰余金   | その他利益剰余金のうち任意積立金以外のもの |

## 1 資本剰余金の区分

### (1) その他資本剰余金

資本金及び資本準備金の取崩によって生ずる剰余金や自己株式処分差益については、会社計算規則における計算書類等の体系の中にある株主資本等変動計算書があれば、当期の変動状況は把握できることなどから継続的にその他資本剰余金の残高を内容に応じて区別しておく必要性は乏しいため、基本的に、貸借対照表上、**その他資本剰余金**にて表示する。

### (2) その他利益剰余金

その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、**その内容を示す科目**をもって表示し、それ以外については**繰越利益剰余金**にて表示する。

その他利益剰余金の配列順序はとくにない。ただし、繰越利益剰余金は最後に、別途積立金をその上に表示するのが慣行であることから、これだけは覚えておくこと。

## 2 繰越利益剰余金の計算

その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す科目をもって表示し、それ以外については、繰越利益剰余金にて表示することとなる。

したがって、当期の繰越利益剰余金の増減は以下ようになる。

| 項 目                | 金 額        |
|--------------------|------------|
| 期首繰越利益剰余金          | 25, 000    |
| <b>損益計算書の当期純利益</b> | (+) 5, 000 |
| <b>任意積立金の取崩し</b>   | (+) 3, 000 |
| <b>剰余金の配当</b>      | (-) 4, 000 |
| <b>任意積立金の積立て</b>   | (-) 2, 000 |
| 期末繰越利益剰余金          | 27, 000    |

 **ポイント整理**

| 《簿記上の勘定科目》                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 《B/S上の表示科目及び表示区分》                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">前払利息</div> <div style="border-left: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; margin-left: 5px;"></div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">前払保険料</div> <div style="border-left: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; margin-left: 5px;"></div> </div> | <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 10px;">前払費用</div> <div style="margin: 0 10px;">又は</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 10px;">長期前払費用</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <span>〈流動資産〉</span> <span>〈投資その他の資産〉</span> </div> |  |
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">未収利息</div> <div style="border-left: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; margin-left: 5px;"></div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">未収地代</div> <div style="border-left: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; margin-left: 5px;"></div> </div>  | <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 10px;">未収収益</div> <div style="margin: 0 10px;">〈流動資産〉</div> </div>                                                                                                                                                                                                               |  |
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">未払利息</div> <div style="border-left: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; margin-left: 5px;"></div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">未払給料</div> <div style="border-left: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; margin-left: 5px;"></div> </div>  | <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 10px;">未払費用</div> <div style="margin: 0 10px;">〈流動負債〉</div> </div>                                                                                                                                                                                                               |  |
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">前受利息</div> <div style="border-left: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; margin-left: 5px;"></div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">前受地代</div> <div style="border-left: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; margin-left: 5px;"></div> </div>  | <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 10px;">前受収益</div> <div style="margin: 0 10px;">又は</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 10px;">長期前受収益</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <span>〈流動負債〉</span> <span>〈固定負債〉</span> </div>     |  |

## 1 経過勘定項目の概要

### (1) 前払費用

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価をいう。

### (2) 前受収益

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払いを受けた対価をいう。

### (3) 未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対して、いまだその対価の支払いが終わらないものをいう。

### (4) 未収収益

未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対して、いまだその対価の支払いを受けていないものをいう。

## 2 経過勘定項目の表示

(1) 前払費用及び前受収益については、1年基準が適用され、1年以内に費用又は収益となるものは「前払費用」又は「前受収益」として**流動資産又は流動負債**に、1年を超えて費用又は収益となるものについては、「長期前払費用」又は「長期前受収益」として**固定資産・投資その他の資産又は固定負債**に表示される。

(2) その他の経過勘定項目（未収収益、未払費用）については、科目の性質により期間に関係なく、常に**流動資産又は流動負債**に表示される。



### 設 例

以下の修正仕訳を行いなさい。（当期×7年4月1日～×8年3月31日）

#### 【資料】

×7年11月1日に、×10年10月30日を一括返済期日とする長期借入金の実行に当たって、3年分の保証料1,440千円を支払ったが、仮払金として処理している。



### 解 説（仕訳の単位：千円）

|          |     |       |       |
|----------|-----|-------|-------|
| （保証料）    | 200 | （仮払金） | 1,440 |
| （前払費用）   | 480 |       |       |
| （長期前払費用） | 760 |       |       |

<メ モ>

## テーマ 3 計算規則の概要

| 項 目 及 び 内 容    | 重要度 |
|----------------|-----|
| 3-1 計算規則のフォーム  |     |
| ■ 計規のフォーム      | ☆   |
| 3-2 計算規則の表示科目  |     |
| ■ 各区分の典型的な表示科目 | ☆   |
| 3-3 売上高の表示     |     |
| ■ 売上高の表示       | ☆☆  |
| 3-4 売上原価の表示    |     |
| 1 細分した場合の表示方法  | ☆☆  |
| 2 仕入高の表示       | ☆☆  |

## 3-1 計算規則のフォーム



### ポイント整理

#### ■ 計規のフォーム

#### 損 益 計 算 書

A株式会社 自××年×月×日 至××年×月×日 (単位：千円)

| 摘 要                  | 金     | 額      |
|----------------------|-------|--------|
| I 売 上 高              |       | 50,000 |
| II 売 上 原 価           |       | 25,000 |
| 売上総利益（又は売上総損失）       |       | 25,000 |
| III 販売費及び一般管理費       |       | 5,000  |
| 営業利益（又は営業損失）         |       | 20,000 |
| IV 営 業 外 収 益         |       |        |
| 受 取 利 息              | 500   |        |
| 受 取 配 当 金            | 700   | 1,200  |
| V 営 業 外 費 用          |       |        |
| 支 払 利 息              | 1,200 |        |
| 売 上 割 引              | 200   | 1,400  |
| 経常利益（又は経常損失）         |       | 19,800 |
| VI 特 別 利 益           |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益        | 800   | 800    |
| VII 特 別 損 失          |       |        |
| 固 定 資 産 災 害 損 失      | 2,400 | 2,400  |
| 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） |       | 18,200 |
| 法人税、住民税及び事業税         | 7,700 |        |
| 法人税等調整額              | △ 400 | 7,300  |
| 当期純利益（又は当期純損失）       |       | 10,900 |



## 1 タイトル等の記載

まず、タイトル（損益計算書）を記載したうえで、その次の行に①**会社名**、②**事業年度（期首から期末まで）**、③**単位**の3つをそれぞれ記載する。

## 2 区分名及び利益名の記載

- (1) 売上高、売上原価等の各区分について、細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。ただし、特別利益及び特別損失に属する項目は、細分することを原則としている。

なお、実務上は、売上高、売上原価並びに販売費及び一般管理費は細分せず、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失は細分した形式で記載する場合が多く、本試験でも当該形式での出題が想定される。

- (2) 利益の表示については、会社計算規則の規定上は、「〇〇利益金額」となっているが、会計慣行をしん酌して、単に「〇〇利益」と表示すれば足りる。
- (3) 当期純利益と繰越利益剰余金との関係については、株主資本等変動計算書に記載されることになる。

## 3 金額の記載

各科目、各区分、各利益につき、以下のように金額を記載する。

- (1) **各科目の金額は、金額欄の左側**に記載する。
- (2) 各科目の金額は、区分ごとに締め切り、**各区分の金額を金額欄の右側**に記載する。
- (3) **各利益の金額は、金額欄の右側**に記載する。
- (4) 税引前当期純利益より下の部分の金額は、税効果会計を適用する場合を除き、原則的に金額欄の右側に記載する。

## 4 その他の事項

のフォームには勘定式と報告式の2つがある。会社計算規則ではいずれによるか明定されていないが、**報告式**によるのが慣行である。



参 考 財務諸表等規則に基づき作成される損益計算書

【損益計算書】

(単位：千円)

|                      | 当 事 業 年 度<br>(自 ×年×月×日<br>至 ×年×月×日) |
|----------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高                | × × ×                               |
| 売 上 原 価              |                                     |
| 商品（又は製品）期首たな卸高       | × × ×                               |
| 当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）  | × × ×                               |
| 合 計                  | × × ×                               |
| 商品（又は製品）期末たな卸高       | × × ×                               |
| 商品（又は製品）売上原価         | × × ×                               |
| 売上総利益（又は売上総損失）       | × × ×                               |
| 販売費及び一般管理費           |                                     |
| 給 料 手 当              | × × ×                               |
| 役 員 報 酬              | × × ×                               |
| .....                | × × ×                               |
| 販売費及び一般管理費合計         | × × ×                               |
| 営業利益（又は営業損失）         | × × ×                               |
| 営 業 外 収 益            |                                     |
| 受 取 利 息              | × × ×                               |
| 有価証券利息               | × × ×                               |
| 受 取 配 当 金            | × × ×                               |
| 仕 入 割 引              | × × ×                               |
| 投資不動産賃貸料             | × × ×                               |
| .....                | × × ×                               |
| 営業外収益合計              | × × ×                               |
| 営 業 外 費 用            |                                     |
| 支 払 利 息              | × × ×                               |
| 社 債 利 息              | × × ×                               |
| 社債発行費償却              | × × ×                               |
| 売 上 割 引              | × × ×                               |
| .....                | × × ×                               |
| 営業外費用合計              | × × ×                               |
| 経常利益（又は経常損失）         | × × ×                               |
| 特 別 利 益              |                                     |
| 固定資産売却益              | × × ×                               |
| .....                | × × ×                               |
| 特別利益合計               | × × ×                               |
| 特 別 損 失              |                                     |
| 固定資産売却損              | × × ×                               |
| 減 損 損 失              | × × ×                               |
| 災害による損失              | × × ×                               |
| .....                | × × ×                               |
| 特別損失合計               | × × ×                               |
| 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） | × × ×                               |
| 法人税、住民税及び事業税         | × × ×                               |
| 法人税等調整額              | × × ×                               |
| 法人税等合計               | × × ×                               |
| 当期純利益（又は当期純損失）       | × × ×                               |

<メ モ>

# 3-2 計算規則の表示科目



## ポイント整理

### 各区分の典型的な表示科目

| 販売費及び一般管理費                                                                                                                                                                                                       | 営業外収益                                                                                                                                                                    | 特別利益                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 給料手当<br>役員報酬<br>福利厚生費<br>広告宣伝費<br>見本品費<br>旅費交通費<br>通信費<br>水道光熱費<br>修繕費<br>支払保険料<br>租税公課<br>不動産賃借料<br>商標権使用料<br>事務用消耗品費<br>減価償却費<br>特許権償却<br>商標権償却<br>開発費償却<br>貸倒引当金繰入額<br>賞与引当金繰入額<br>役員賞与引当金繰入額<br>退職給付費用<br>雑費 | 受取利息<br>有価証券利息<br>受取配当金<br>仕入割引<br>有価証券売却益<br>投資不動産賃貸料<br>雑収入<br><br>営業外費用<br>支払利息<br>社債利息<br>売上割引<br>株式交付費償却<br>社債発行費償却<br>創立費償却<br>開業費償却<br>貸倒引当金繰入額<br>有価証券売却損<br>雑損失 | 貸倒引当金戻入額<br>固定資産売却益<br><br>特別損失<br>固定資産売却損<br>固定資産災害損失<br>役員退職慰労金 |

## 1 配列順序等のルール

### (1) 販売費及び一般管理費

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上はこだわらなくてよい。ただし、**雑費は最後**に表示すること。

### (2) 営業外収益

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上はこだわらなくてよい。ただし、**雑収入は最後**に表示すること。

### (3) 営業外費用

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上はこだわらなくてよい。ただし、**雑損失は最後**に表示すること。

### (4) 特別利益・特別損失

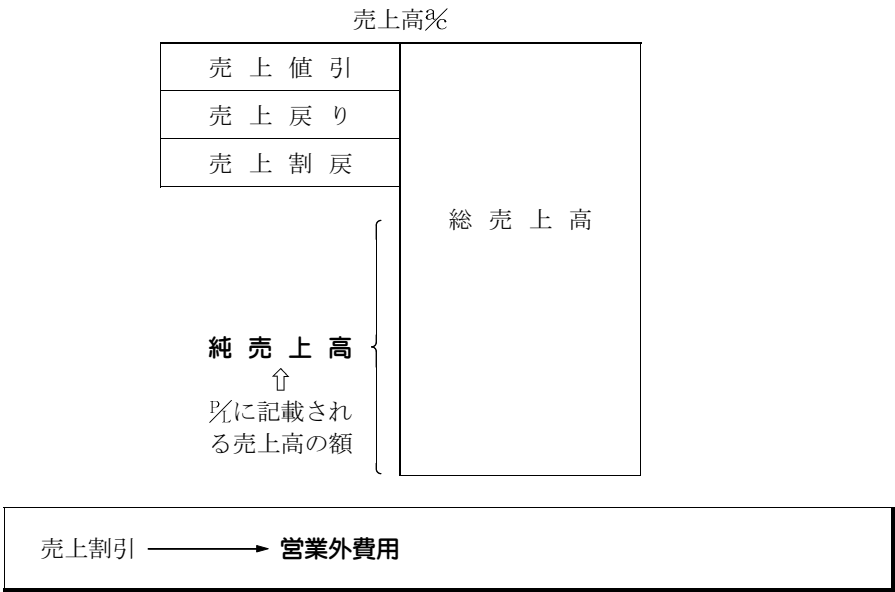
表示科目の配列順序はとくにないと考えてよい。

# 3 - 3 売上高の表示



## ポイント整理

### ■ 売上高の表示



## 1 売上高の表示

売上高は総売上高から売上値引、売上戻り、売上割戻を控除した純売上高で表示する。

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 売上値引 | 量目不足、品質不良、破損等の理由により売上代金から控除される額をいう。  |
| 売上戻り | 量目不足、品質不良、破損等の理由により返品される額をいう。        |
| 売上割戻 | 一定期間に多額又は多量の取引をした得意先に対する売上代金の返戻額をいう。 |

なお、売上割引は総売上高から控除せず営業外費用の区分に表示する。



### 設 例

| 残高試算表   |       | (単位：千円) |         |
|---------|-------|---------|---------|
| 売 上 値 引 | 2,000 | 売 上 高   | 400,000 |
| 売 上 戻 り | 2,800 |         |         |
| 売 上 割 戻 | 1,200 |         |         |
| 売 上 割 引 | 1,600 |         |         |



### 解 説

| 損益計算書       |       | (単位：千円) |         |
|-------------|-------|---------|---------|
| 摘 要         | 金 額   |         |         |
| I 売 上 高     |       |         | 394,000 |
| ⋮           |       |         |         |
| V 営 業 外 費 用 |       |         |         |
| 売 上 割 引     | 1,600 |         |         |
| ⋮           |       |         |         |

# 3 - 4 売上原価の表示



## ポイント整理

### 1 細分した場合の表示方法

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅱ | 売 | 上 | 原 | 価 |   |   |
| 1 | 期 | 首 | 商 | 品 | た | な |
|   | 卸 | 高 |   |   | × | × |
| 2 | 当 | 期 | 商 | 品 | 仕 | 入 |
|   | 高 |   |   |   | × | × |
|   | 合 | 計 |   |   | × | × |
| 3 | 期 | 末 | 商 | 品 | た | な |
|   | 卸 | 高 |   |   | × | × |
|   | 売 | 上 | 総 | 利 | 益 | × |
| Ⅲ | 販 | 売 | 費 | 及 | び | 一 |
|   | 般 | 管 | 理 | 費 |   |   |
|   | 給 | 料 | 手 | 当 | × | × |
|   | 雑 | 費 |   |   | × | × |
|   | 営 | 業 | 利 | 益 | × | × |

### 2 仕入高の表示

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
|      | 仕入高%                              |
| 総仕入高 | 仕入値引                              |
|      | 仕入戻し                              |
|      | 仕入割戻                              |
|      | 純仕入高<br>↑<br>※に記載される<br>当期商品仕入高の額 |

仕入割引 → 営業外収益



## 1 仕入高の表示

当期商品仕入高は総仕入高から仕入値引、仕入戻し、仕入割戻を控除した純仕入高で表示する。

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 仕入値引 | 量目不足、品質不良、破損等の理由により仕入代金から控除される額をいう。   |
| 仕入戻し | 量目不足、品質不良、破損等の理由により返品される額をいう。         |
| 仕入割戻 | 一定期間に多額又は多量の取引をした仕入先から受取る仕入代金の返戻額をいう。 |

なお、仕入割引は総仕入高から控除せず営業外収益の区分に表示する。



## 設 例

| 残高試算表    |         | (単位：千円) |       |
|----------|---------|---------|-------|
| 期首商品たな卸高 | 15,000  | 仕 入 値 引 | 1,000 |
| 当期商品仕入高  | 200,000 | 仕 入 戻 し | 1,400 |
|          |         | 仕 入 割 戻 | 600   |
|          |         | 仕 入 割 引 | 300   |

〔資 料〕 期末商品たな卸高 17,000千円



## 解 説

| 損益計算書      |         | (単位：千円) |         |
|------------|---------|---------|---------|
| 摘 要        | 金 額     |         |         |
| Ⅱ 売上原価     |         |         |         |
| 1 期首商品たな卸高 | 15,000  |         |         |
| 2 当期商品仕入高  | 197,000 |         |         |
| 合 計        | 212,000 |         |         |
| 3 期末商品たな卸高 | 17,000  |         | 195,000 |
| Ⅳ 営業外収益    |         |         |         |
| 仕 入 割 引    | 300     |         |         |

<メ モ>